

令和2年国勢調査

よくある質問集



令和2年国勢調査 よくある質問

NO.	質問	回答	お問い合わせ先
1	国勢調査とは、どのようなものですか。	国勢調査とは、国や地方公共団体における各種行政施策やその他の基礎資料を得るため、日本に住んでいるすべての人と世帯について、年齢や仕事などの状況、また、世帯の状況などを調査するもので、国の最も重要な統計調査です。国勢調査は、国や地域の将来づくりや国民生活のための施策の資料となる国の最も重要な調査ですので、統計法(法律)で5年ごとに行うことが決められています。	国勢調査コールセンター：0570-07-2020 03-6636-9607 (IP電話)
2	国勢調査は、どこが行っている調査ですか。	国勢調査は、統計法で5年ごとに行うこととされており、総務省統計局が、都道府県・市区町村を通じて行っています。総務大臣が任命した調査員が調査票の配布・回収を行います。	国勢調査コールセンター：0570-07-2020 03-6636-9607 (IP電話)
3	国勢調査の結果は、どのように利用されているのですか。	<p>■政治や行政における利用の代表として、法律で定められている基準人口としての利用があります。主なものとしては、衆議院小選挙区の画定(衆議院議員選挙区画定審議会設置法)と比例代表区の議員定数(公職選挙法)、市・指定都市・中核市などの要件(地方自治法)、地方交付税の交付額の配分(地方交付税法)、都市計画区域の指定(都市計画法)などが挙げられます。</p> <p>■国や地方公共団体において様々な計画や施策の立案・実施に利用されます。 ・現代のように多様化し、複雑化した社会にあつては、計画や施策を立案する上で、現状の把握と将来の予測は欠かせません。国勢調査の結果は、人口・世帯などの社会の実態を様々な統計で明らかにし、将来どのように社会や経済が変わるかを予測する最も基礎となるデータです。また、国勢調査の結果は、様々な計画や施策の成果を表すものでもあり、各種施策の成果を客観的に評価することができます。</p> <p>■公的な統計を作成するための基礎として利用されます。 ・全国及び地域別の最新の人口や将来人口を推計する上で、国勢調査の人口を基礎データとして用います。 ・労働力調査、国民生活基礎調査などの人及び世帯に関する標本調査は、信頼性の高い結果が得られるよう、全数調査である国勢調査の統計データを母集団として標本設計を行います。 ・日本の経済活動を表す国民経済計算(SNA)でも、国勢調査の人口を基準人口として推計を行っています。</p>	国勢調査コールセンター：0570-07-2020 03-6636-9607 (IP電話)
4	国勢調査は、いつ、どのようにして行われるのですか。	国勢調査は、10月1日現在、日本にふだん住んでいるすべての人が対象で、我が国に住んでいる外国人も調査の対象となります。日本にふだん住んでいる人とは、10月1日現在、すでに3か月以上住んでいるか、住むことになっている人のことです。国勢調査では、これらの人々をふだん住んでいる場所で、世帯ごとに調査を行います。調査員が担当の調査区を確認するために、9月10日から担当地域を巡回します。調査票の配布と回収は、9月14日～10月7日の間に、調査員が各世帯を訪問して行います。また、調査票はインターネットによる回答、郵送による回答、調査員回収の中からお選びいただけます。なお、10月上旬に調査票を提出されていない世帯には、改めて調査員が調査票の回収に伺います。	国勢調査コールセンター：0570-07-2020 03-6636-9607 (IP電話)
5	国勢調査の調査票への記入方法について教えてください。	<p>調査票と一緒に配りした『調査票の記入のしかた』をご参考にご記入ください。『調査票の記入のしかた』を見ても記入方法がわからない場合は国勢調査コールセンターにお問い合わせください。</p> <p>(外国の方場合) 総務省統計局で6か国語対応(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語)のコールセンターを設置しています。まずは国勢調査コールセンターにお問い合わせください。</p> <p>(障がいがある方の場合) まずはお住まいの区役所にご連絡ください。</p> <p>(その他調査員との個別調整) まずはお住まいの区の区役所にご連絡ください。</p>	<p>【調査票の記入方法について】 (外国の方)国勢調査コールセンター 0570-07-2020 03-6636-9607 (IP電話)</p> <p>(障がいがある方)(その他調査員との個別調整) 青葉区役所総務課 (代表)022-225-7211 (内線)6122～6125 宮城総合支所総務課 (代表)022-392-2111 (内線)5115～5116 宮城野区役所総務課 (代表)022-291-2111 (内線)6122～6126 若林区役所総務課 (代表)022-282-1111 (内線)6123～6126 太白区役所総務課 (代表)022-247-1111 (内線)6122～6124 秋保総合支所総務課 (代表)022-399-2111 (内線)5111～5112 泉区役所総務課 (代表)022-372-3111 (内線)6122～6124</p>

NO.	質問	回答	お問い合わせ先
6	国勢調査には、どうしても答えなければならないのですか。	<p>正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、日本に住むすべての人から漏れない正確な回答が必要です。</p> <p>このため、国勢調査では、すべての皆様に必ず回答してもらうこととしており、統計法でも調査票に記入・提出していただくことが定められています。</p> <p>国勢調査において、もし、皆様から正確な回答をいただけなかった場合、得られた統計が不正確なものとなってしまいます。</p> <p>そのようなことになれば、国勢調査の結果を利用して立案・実施されている様々な政策や将来計画が誤った方向に向かったり、行政の公平性や効率性が失われたりするおそれがあります。</p>	<p>国勢調査コールセンター：0570-07-2020 03-6636-9607 (IP電話)</p>
7	国勢調査で回答したくない項目があるのですが、記入しなくてもよいのですか。	<p>国勢調査の調査項目は、我が国の人口・世帯の実態を把握するための必要不可欠なものであり、そのため、統計法によって、調査対象者に調査票に記入・提出していただくことが定められています。</p> <p>調査事項の一部であっても、調査票に記入されない場合があると正確な統計を作成することができず、的確な行政ができなくなるばかりでなく、結果として国民に対する公平な行政サービスに支障が生じることになります。</p> <p>このため、統計法では、日本に住むすべての人から漏れなく正確な回答を得るため、調査票に記入・提出していただくことが定められています。</p> <p>なお、調査に従事するすべての者に対して、統計法に、調査で知り得た秘密を保護する義務や調査票の取り扱いについての厳格な規定が設けられており、これらに違反した場合の罰則も規定されています。</p>	<p>国勢調査コールセンター：0570-07-2020 03-6636-9607 (IP電話)</p>
8	国勢調査で、プライバシーを知られたくないですか。	<p>国勢調査の調査内容は、統計法という法律によって、統計以外の目的に利用することができないことになっています。</p> <p>インターネットや郵送により回答した場合は、直接総務省統計局または区役所に回答内容が届きます。</p> <p>統計関係者が調査票の記入内容などを漏らすことは固く禁じられています。</p> <p>記入していただいた調査票は、最終的にすべて総務省に集められ、統計データとしてだけ使われます。氏名、住所、電話番号を集計に用いることは絶対にありません。</p> <p>調査票の記入内容が他に漏れないよう秘密の保護については万全を期しています。</p> <p>調査票は、集計が完了すると完全に溶かしてしまいますので、残ることはありません。</p>	<p>国勢調査コールセンター：0570-07-2020 03-6636-9607 (IP電話)</p>
9	国勢調査で回答した内容が漏れたり、悪用される恐れはありませんか。	<p>統計法によって、調査票への記入内容は厳重に保護されています。</p> <p>統計法では、国民の皆様が調査票へ記入・提出していただくことを定める一方で、調査に従事するすべての者に対して、調査で知り得た秘密を保護する義務や調査票の取り扱いについての厳格な管理を定めており、違反したときの罰則も規定されています。</p>	<p>国勢調査コールセンター：0570-07-2020 03-6636-9607 (IP電話)</p>
10	個人情報保護法が施行されたのだから、個人情報を調べる国勢調査には答えたくありません。	<p>国勢調査のように、統計法に基づいて実施される統計調査で集められる個人情報については、個人情報保護法は適用されません。</p> <p>国勢調査は、統計法に基づいて行われるものです。調査対象者には、調査票へ記入・提出していただくことが定められていますので、調査票にご記入をよろしくお願いいたします。</p> <p>統計法では、調査に従事する人(国・地方公共団体の職員、指導員及び調査員)に、調査上知り得た秘密を他に漏らしてはならない守秘義務を課しています。</p> <p>さらに、統計以外の目的に調査票を使用することは固く禁じられており、秘密の保護の徹底が図られています。</p>	<p>国勢調査コールセンター：0570-07-2020 03-6636-9607 (IP電話)</p>
11	仙台市に住民票はありませんが、国勢調査の調査票は住んでいる場所で記入・提出するのですか。	<p>国勢調査は、住民票などの届出場所に関係なく、10月1日現在、ふだん住んでいる場所で調査を行うことになっています。</p> <p>具体的には、すでに3か月以上住んでいるか、3か月以上住むことになっている場所で、調査票の記入・提出を行ってください。</p>	<p>国勢調査コールセンター：0570-07-2020 03-6636-9607 (IP電話)</p>

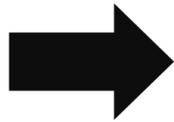
NO.	質問	回答	お問い合わせ先
12	国勢調査に回答するための書類(インターネット回答用ID・調査票・郵送提出用封筒等)を紛失してしまいました。どうすればよいのですか。	お住まいの区の区役所・総合支所総務課に書類を紛失した旨、お伝えいただければ、調査員がお宅までお持ちいたします。まずは、お住まいの区の区役所・総合支所総務課にお問い合わせください。	<p>青葉区役所総務課 (代表)022-225-7211 (内線)6122～6125 宮城総合支所総務課 (代表):022-392-2111 (内線):5115～5116 宮城野区役所総務課 (代表):022-291-2111 (内線):6122～6126 若林区役所総務課 (代表):022-282-1111 (内線):6123～6126 太白区役所総務課 (代表):022-247-1111 (内線):6122～6124 秋保総合支所総務課 (代表):022-399-2111 (内線):5111～5112 泉区役所総務課 (代表):022-372-3111 (内線):6122～6124</p>
13	国勢調査では、調査員が近隣の者から聞き取って調査することはありますか。	<p>(9月下旬～10月上旬) 国勢調査では、調査員が調査票をそこに住んでいる世帯ごとに配布して、調査を行います。調査員は、調査票を確実に世帯に配布するため、居住の有無を確認していることとします。</p> <p>(10月下旬) 調査票を提出されていない世帯が不在等で、親族等の代理報告も得られない場合に、人口を正確に把握する観点から、調査員が「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目を近隣の世帯などにお尋ねして、調査票に記入することとしています。</p> <p>世帯が留守などで何度も訪問してもお会いすることができない場合に、「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目を近隣の世帯から聞き取ることは、法令(国勢調査令)により定められた調査方法です。</p>	<p>国勢調査コールセンター:0570-07-2020 03-6636-9607(IP電話)</p>
14	国勢調査員をかたる不審な者がいたのですがどうすればよいのですか。	詳しく状況をお聞かせいただきたいので、恐れ入りますが、お名前、ご住所、ご連絡先(電話番号)をお教えてください。後ほど、担当課よりご連絡させていただきます。	<p>青葉区役所総務課 (代表)022-225-7211 (内線)6122～6125 宮城総合支所総務課 (代表):022-392-2111 (内線):5115～5116 宮城野区役所総務課 (代表):022-291-2111 (内線):6122～6126 若林区役所総務課 (代表):022-282-1111 (内線):6123～6126 太白区役所総務課 (代表):022-247-1111 (内線):6122～6124 秋保総合支所総務課 (代表):022-399-2111 (内線):5111～5112 泉区役所総務課 (代表):022-372-3111 (内線):6122～6124</p>
15	国勢調査員の身分を照会することはできますか。	まずはお住まいの区の区役所・総合支所総務課までご連絡ください。	<p>青葉区役所総務課 (代表)022-225-7211 (内線)6122～6125 宮城総合支所総務課 (代表):022-392-2111 (内線):5115～5116 宮城野区役所総務課 (代表):022-291-2111 (内線):6122～6126 若林区役所総務課 (代表):022-282-1111 (内線):6123～6126 太白区役所総務課 (代表):022-247-1111 (内線):6122～6124 秋保総合支所総務課 (代表):022-399-2111 (内線):5111～5112 泉区役所総務課 (代表):022-372-3111 (内線):6122～6124</p>
16	国勢調査で、調査票回収日時などを調査員と個別に調整することはできますか。	まずはお住まいの区の区役所・総合支所総務課までご連絡ください。	<p>青葉区役所総務課 (代表)022-225-7211 (内線)6122～6125 宮城総合支所総務課 (代表):022-392-2111 (内線):5115～5116 宮城野区役所総務課 (代表):022-291-2111 (内線):6122～6126 若林区役所総務課 (代表):022-282-1111 (内線):6123～6126 太白区役所総務課 (代表):022-247-1111 (内線):6122～6124 秋保総合支所総務課 (代表):022-399-2111 (内線):5111～5112 泉区役所総務課 (代表):022-372-3111 (内線):6122～6124</p>

令和2年国勢調査 お問合せ先

国勢調査
2020

●ご不明な点がある場合

(例. 調査の内容、インターネット回答の操作方法、調査票の記入方法など)



国勢調査コールセンター



0570-07-2020

IP電話の場合：03-6636-9607

- 設置期間 令和2年10月31日(土)まで(土日・祝日もご利用できます)
- 受付時間 午前8時～午後9時

※おかけ間違いのないようご注意ください。

※ナビダイヤルの通話料金は、固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話の場合、所定の通話料金となります。

●調査員等への連絡が必要な場合

(ア) 調査票を汚損・破損、不足した場合など

(イ) 調査回答に支援が必要な方(障がいをお持ちの方、書類記入が難しい高齢の方等)



・青葉区役所総務課統計選挙係

TEL：022-225-7211(内線6122～6125) / FAX：022-222-7119

・青葉区宮城総合支所総務課総務係

TEL：022-392-2111(内線5115～5116) / FAX：022-392-2228

・宮城野区役所総務課統計選挙係

TEL：022-291-2111(内線6122～6126) / FAX：022-291-2371

・若林区役所総務課統計選挙係

TEL：022-282-1111(内線6123～6126) / FAX：022-282-1152

・太白区役所総務課統計選挙係

TEL：022-247-1111(内線6122～6124) / FAX：022-249-1131

・太白区秋保総合支所総務課総務係

TEL：022-399-2111(内線5111～5112) / FAX：022-399-2924

・泉区役所総務課統計選挙係

TEL：022-372-3111(内線6122～6124) / FAX：022-375-3785